

平成23年11月22日判決言渡 同日判決原本受領 裁判所書記官 舩田美子

本訴 平成23年(ハ)第723号 敷金返還請求事件

反訴 平成23年(ハ)第2235号 修繕費請求事件

口頭弁論終結日 平成23年10月11日

判 決

神奈川県川崎市

本訴原告(反訴被告)

同訴訟代理人司法書士

長谷川

聡

広島市

本诉被告(反訴原告)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人

主

文

- 1 本诉被告(反訴原告)は、本訴原告(反訴被告)に対し、9万5120円及びこれに対する平成22年9月21日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 本訴原告(反訴被告)のその余の本訴請求を棄却する。
- 3 本訴原告(反訴被告)は、本诉被告(反訴原告)に対し、3万0425円及びこれに対する平成23年7月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、本訴事件を通じて生じた部分はこれを100分し、その46を本訴原告(反訴被告)の負担とし、その余は本诉被告(反訴原告)の負担とし、反訴事件を通じて生じた部分は本訴原告(反訴被告)の負担とする。
- 5 この判決は、1項及び3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求